

公益財団法人尾瀬保護財団 臨時職員 募集要項

- 1 雇用期間 令和8年1月1日から令和8年3月31日まで
- 2 募集人員 1名
- 3 業務内容
庶務事務（特に旅費支給、例月支払）、総務事務一般
- 4 勤務地
公益財団法人尾瀬保護財団
(群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県庁20階)
- 5 応募条件
 - ア 学歴、年齢不問
 - イ パソコン処理（表計算、文書作成等）が可能な方
 - ウ 普通自動車運転免許を所持している方
 - エ 心身ともに健康で、人と明るく接することができる方
- 6 勤務条件
 - ア 報酬 時給1,125円（週29時間以内の勤務）
ほかに月額通勤手当、期末手当等の制度あり
(群馬県会計年度任用職員の規定に準ずる)
 - イ 勤務時間 1日7時間45分以内、週29時間以内の勤務
 - ウ 休暇 有給休暇を付与（群馬県会計年度任用職員の規定に準ずる）
 - エ 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険に加入
 - オ その他 採用日から1ヶ月間を試用期間とし、適性、能力、勤務状況により
試用期間終了後の雇用を判定します。
- 7 応募方法
封筒に「臨時職員採用希望」と朱書きし、①履歴書（市販のもので可、写真を必ず貼付）、②志望の動機を記した書面（様式任意、400～800字程度、自筆）を令和7年12月12日（金）までに下記の送付先に郵送してください（必着）。
これまでの職務経験内容や関係する資格等について、その内容を履歴書に簡潔に記載してください。
- 8 選考方法
書類選考を行った上で、面接を行い、採用予定者を決定します。

応募書類の送付先／問い合わせ先
〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県庁20階
公益財団法人 尾瀬保護財団 担当 星
TEL027-220-4431 FAX027-220-4421